

令和2年度
入園のしおり



佐伯市立ほんじょうこども園

教育及び保育理念

一人ひとりの子どもを大切に、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

保護者・地域との連携を図りながら、安心して子育てができる環境を整える。

教育及び保育方針

保育の内容の質を高め、子どもの主体的な活動や遊びの場を整え、年齢に応じた心情・意欲・態度を養う。

教育及び保育目標

「やさしく 思いやりのある 元気な子ども」

- ① 丈夫な体をつくる。
- ② 思いやりのあるやさしい心をそだてる。
- ③ 意欲的でのびのびした心を育てる。
- ④ 基本的生活習慣の自立をめざす。

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかにそだてられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

一人ひとりを大切に受止め、それぞれの要求を充分満たした、安全で情緒の安定した生活ができるよう家庭と協力し、環境を用意し、健やかな育ちを支えます。

入園する保護者と連携し、よりよい協力関係を築きながら、地域における子育て支援、子どもの育ちや子育てを支えていきます。

こども園の概要

名 称 佐伯市立ほんじょうこども園

所在地 〒 876-0202
大分県佐伯市本匠大字笠掛1381番地1

電 話 0972-56-5033
F A X 0972-56-5033



開 所 平成22年 4月 1日

定 員 65人 (2・3号 60名 、 1号 5名)

受 入 7ヶ月～小学校就学前まで

クラス編成

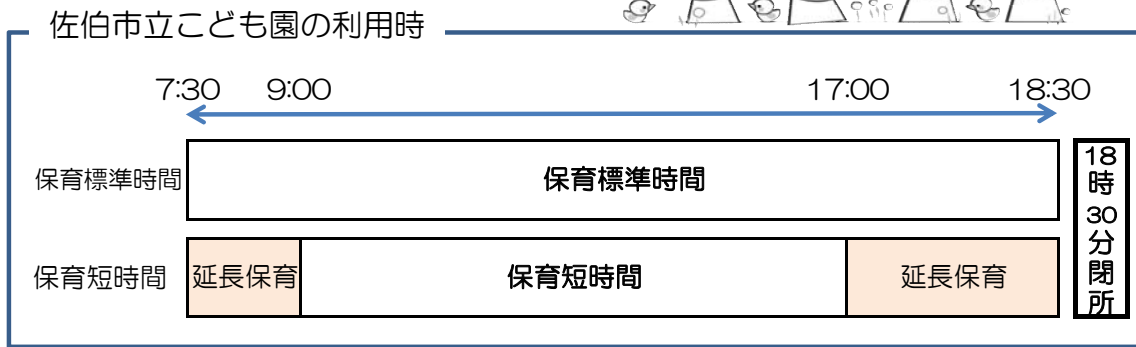
年 齢	人	クラス名
0.1歳児		も も 組
2歳児		ば ら 組
3歳児		き く 組
4歳児		ゆ り 組
5歳児		すみれ組

職 員 園 長 1名 主任保育士 1名
保育士 9名 週4保育士 3名
調理員 3名 週3調理員 2名


嘱 託 医 因尾診療所
電話 0972-57-6556


嘱託歯科医 コスモタウン歯科
電話 0972-28-7885

こども園の利用時間について



こども園を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があり、認定された保育必要量によって、こども園を利用できる時間が変わります。

 「保育標準時間」 ・ 開園時間中の利用が可能です。
佐伯市立こども園は、7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。

 「保育短時間」 ・ 開園時間のうち、こども園が定める8時間のみ利用できます。
佐伯市立こども園では、9時から17時まで、最長8時間の利用ができます。
※5歳児は8時30分～16時30分の短時間利用となります。

「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護又は看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために保育所を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き保育所を利用する場合



保育必要量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。

※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

延長保育について



保育短時間認定を受けた方は、こども園の開所時間中であっても、7時30分から9時までと17時以降の利用は延長保育の扱いとなり、延長保育の利用の申請が必要です。（別途利用料がかかります。）

保育時間

1. 開・閉園時間 **7時30分 ～ 18時30分**
 平日（月曜日 ～ 土曜日）
2. ・ 保育標準時間認定者 (1) 7時30分 ～ 18時30分
 ・ 保育短時間認定者 9時00分 ～ 17時00分
 8時30分 ～ 16時30分
3. ※保育短時間認定者の方は、朝・夕それぞれ超過の場合、延長保育の対象となり別途保育時間確認書に記入・押印の上、超過料金がかかります。
 ・ 超過料金
 7:30～9:00 100円 17:00～17:30 100円 17:30～18:30 200円
 7:30～8:30 100円 16:30～17:00 100円 17:00～18:30 200円
4. 満3歳以上で1号利用児(幼稚園機能のみ)
 ・ 利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～13時00分
 給食費(月額 3,700円、8月の夏休みは徴収なし)
 ・ 土曜日・日曜日・祝祭日・学年始・夏期・冬期・学年末
 ※休園日は登園できませんが、夏休み時等に一時預かりは利用出来ます。(有料)



休園日

1. 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日の間)
 ※避難勧告が発令された場合は、原則閉園となります。
 台風等の災害時は、こども園の閉園を考慮し、事前の準備をお願いします。

登園・降園

1. 登園は、遅くとも午前9時までとします
 (遅れる場合は、必ず連絡をお願いします。)
2. 病気や家庭の都合で欠席する場合は、午前9時までに連絡してください。
 また、お迎えがいつもの保護者の方でない場合も連絡をお願いします。
3. 児童の受け入れは保育室でしますので、スロープを通過して来てください。
 7時30分から8時30分までは、ばら組で受け入れます。
 ○ゆり組、すみれ組は8時からすみれ組の部屋で受け入れます。
 ※台風等による大雨の時は、正面玄関での受け渡しになります。(掲示板を設置します)
 インターフォンを押したまま園児の名前を大きな声で、ゆっくり「〇〇です」と言って頂けると助かります。
4. 降園時にはテラスのロッカーから、かばん・水筒等をお持ち帰り下さい。
 (保護者の保育室への入室は、ご遠慮下さい。)
5. スロープのフェンスに、カギは2ヶ所あります。出入の時は、必ず保護者の方が開閉し、ケガをしないように注意してください。(事故・誘拐防止のため)
6. 帰宅後は、必ずカバンを調べて明日の登園の準備をして下さい。
7. 朝食は、1日を元気に過ごすための大切な食事です。必ず食べさせて登園しましょう。(食べながらの登園もやめましょう)

土曜日の保育について

当園では土曜日にも通常通りの保育を行っていますが、子どもさんの情緒の安定を図るために、保護者の方のお仕事が休みの日はできるだけ一緒に過ごすようにしましょう。特に小さなお子さんほど十分な時間のスキンシップをとられるようお願いいたします。

交通安全

1. 入り口付近は、送迎時に混み合い危険です。安全確認をお願いします。
2. 駐車場でのお話も控えるようにしましょう。(子どもにとって危険です)
3. 送迎は、必ずチャイルドシートの着用をお願いします。
『抱っこでは、こどもの命は、守れません』
4. 事故防止のため、こども園側から児童クラブ側への通行はご遠慮下さい。

慣らし保育(新入児のみ)

1. 無理なく集団生活に慣れさせるため、それぞれの個人差、慣れ具合をみて、保育時間を最初は短く、徐々に延ばしていく「慣らし保育」を行います。
※子どもの様子に合わせ慣らし保育を行います。個人差がありますので、慣れ具合を見て、担任とご家庭の都合等を相談しながら進めていきます。

服 装

1. 服装は、特に規制しませんが、活動しやすく、ひとりで着脱しやすいものにして下さい。(汚れ物は、持ち帰ります。)
2. 行事用にオレンジの半袖体操服上下・歳児別のカラー帽子を使用します。
3. 衣類・靴下・靴・ふとん・毛布・ふとん入れ・コップ・コップ袋等すべての持ち物には名前を書いてください。

給 食

1. 全員完全給食です。(弁当はいりません。)
2. 献立表は、毎月前月末にお渡しいたします。
3. お弁当日が月に1回あります。園(デザートは常温のものに限る)
(お弁当日は愛情いっぱいの手作り弁当を持たせてください。)
4. 特定の食材にアレルギーのあるお子さんは、相談ください。
5. 発達に応じての食に関する相談は、個別に調理師が応じます。
(離乳食のすすめ方・食物アレルギー)
6. 毎日の給食・おやつをきく組の部屋の前にサンプルケースでお知らせしていますのでご覧ください。
7. 年間を通じ食育計画に基づき、食育を実施いたします。
8. 1号及び2号利用の方の給食費について
(1)給食費の徴収について
・2号利用の方は、毎月給食費を徴収します。(5,000円/月)
・1号(短時間)利用の方は、8月を除く11カ月間給食費を徴収します。(3,700円/月)
※納付書による振興局や金融機関での納付をお願いします。
※収入額により減免制度があり、一部又は全額が減免される場合があります。

健康管理

1. 病気についてですが、乳幼児は、抵抗力が低く免疫機能が未熟なために感染に弱く、病気になりやすいのが特徴です。病気と知らずに登園することは、病気を長引かせたり、他の病気を併発したりするだけでなく、園内感染につながることもなります。早いうちに病気を発見し休養することが大切です。楽しく園生活を過ごすために、子どもさんの健康状態に注意しましょう。早寝・早起きの習慣をつけましょう。

2. 薬を飲ませる時は、「与薬依頼書」が必要です。
くすりの説明書も一緒に提出してください。



薬を預かるとき、必要な3点

- ①袋や容器に名前を書いた1回分の薬
- ②薬剤情報の書かれた説明書、または処方箋
- ③与薬依頼書

3. 前夜、熱・嘔吐・下痢があったり、心理面で不調なときや異状のあったときは、連絡帳に記入するか、登園時に必ず保育士へお知らせ下さい。

4. 予防接種は午後に受けるようにし、接種後は安静にしましょう。

5. 健康保持のため年間を通して昼寝を行います。

6. 感染症にかかった場合はすみやかに医師の診断及び治療を受けて、園に必ず連絡をして下さい。ほかの児童にうつさないためにも登園をご遠慮いただいております。

また、感染症によっては家族が感染した場合、濃厚接触者として登園の自粛をお願いすることがあります。（インフルエンザ・ノロウイルス等）園の方へご連絡ください。

病気が治癒し、他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、感染症の種類により、医師に「意見書」または「治癒証明書」を書いていただくか、医師の診断結果により保護者が記入した「登園届」を提出して下さい。

なお、登園申出書を提出した際に、必要に応じ、医師にかかった証拠となる薬の説明書等の提出をお願いする事があります。

※参照 P13～14「感染症と登園停止のめやす」

※「意見書」・「登園申出書」の用紙は、こども園にあります。

7. アタマジラミ・水いぼは、通常、登園停止になりませんが、お子さんの状態によっては、登園をご遠慮いただくよう、お願いする場合があります。

8. 児童に発熱等がありましたら、職場、家庭に連絡しますのでお迎えをお願いいたします。

※発熱の場合は、「熱が37度5分以上」ある場合は連絡をします。「熱が38度以上」の時は、お迎えをお願いいたします。

9. 緊急連絡票は上から順番に連絡をします。緊急時に、すぐ連絡が取れて迎えにこれる順番で記入して下さい。又、連絡先が変更になった場合はお知らせ下さい。
10. 年2回、嘱託医による健康診断と歯科検診を行います。
(欠席園児は、直接、病院で受診してもらいます。)
11. 定期的に年齢に応じ身体計測を行います。
12. フッ化物洗口は、4・5才児の希望者のみ行います。



連 絡

1. 日本スポーツ振興センターへ加入していただきます。
同意書に個人負担金240円を添え、提出して下さい。
(金額に変更がある場合は、お知らせいたします。)
2. 家庭とこども園の連絡をよく取りあいましょう。
(生活状態・困ったこと・気づいたこと等)
3. こども園だよりやクラスだより、献立表等を毎月配付いたしますので、必ずご覧下さい。
その他のお手紙の配付がある場合もありますので、毎日おしらせ袋の中をご確認ください。
4. 連絡ノートは(3歳未満児)、毎日読んで押印または、サインをして下さい。
大切な連絡事項がある場合、チェックがないと確認が取れず保育に支障きたす場合があります。
3歳以上児は、クラスだより等でお知らせします。
5. 薬・写真代・治癒証明書などは、必ず保育士に手渡ししてください。
6. 毎月1回誕生会・避難訓練を行います。
7. こども園の運営上必要な場合は、クラスの異動、担任替えをすることがあります
8. 嘔吐、下痢等で衣類、ふとん等を汚した場合は、感染症予防のため持ち帰ります。(処分したい場合は、保育士に相談してください。)
他児の衣服・ふとんを汚した場合も、園内感染防止のためお願いします。
9. お迎え後の園庭遊具の使用はご遠慮願います。

保 育

個別計画を作成するため、年1回以上アセスメントシートに保護者の希望を記入していただきます。

同意を得ながら個別計画を作成し、保育を実施してまいりますのでご協力をお願いいたします。

苦情について

ほんじょうこども園では、苦情・意見・相談等を受け付ける窓口を設置しています。

申立方法は、面接・郵送・電話・FAX等何でも構いません。

園長や主任保育士、又は、市役所「こども福祉課」にご連絡ください。

(こども園の意見箱に直接投函されても構いません。)

ただし、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・国の制度に関するもの
- ・保育料に関するもの
- ・職員の人事に関するもの
- ・保護者が行う行事等に関するもの
- ・匿名のもの

※苦情申し出者に対する適切な支援を行うため、次のとおり第三者委員を設置しました。 **第三者委員 氏名 藤原 薫(ふじわら かおる)**

電話 23-8898

個人情報の取り扱いについて

プライバシーの保護・情報の取り扱いには細心の注意をはらい、個人情報の第三者への提示や開示などを行いません。

ただし、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待防止に関する法律第6条により、こども園は**通告する義務**があります。その場合は、関係機関に通告しますのでご承知ください。

また、こども園へ新聞・テレビ等の取材が入ることがあります。その際、入園児の写真、映像が新聞・テレビに流れる場合がありますので、子どもさんの様子が流れてよいかどうか**承諾書**をいただくようにしています。

※SNS等への投稿は絶対にしないで下さい。

食物アレルギーにおける除去食について

最近、アトピー性皮膚炎や卵・大豆・牛乳(乳製品)などの食品による食物アレルギーの園児が多くみられるようになってきています。

食物アレルギーのある、もしくは疑いのある子どもさんは、親の判断だけでは除去食はできません。病院で検査を行い、検査結果と診断書を提出して下さい。もし事故等が発生した場合、園での責任は負いかねます。

なお、アレルギー反応が生じた場合は、検査結果をこども園に報告して下さい。給食担当者と除去についての話し合いを行います。

経過を把握するためにも、年1回以上の検査及び受診を継続して行いましょう。

こども園にもってくるもの

品 物	チェック	内 容 説 明
布 団	<input type="checkbox"/>	敷布団・掛布団・毛布（夏は、タオルケット） 布団は、布団袋に入れて持たせてください。枕はいりません。
タ オ ル	<input type="checkbox"/>	真ん中にひもか、ゴムを縫いつけ、掛けられるようにする。 タオルは、毎日持参します。（クラスで相談） おやつ・給食の時は、ペーパータオルを使用します。
お弁当と袋	<input type="checkbox"/>	お弁当袋は、巾着袋のように自分で出し入れ出来るようにしてください。（ランチクロスはご遠慮下さい） 完全給食です。お弁当日のみ必要です。
洗面用具	<input type="checkbox"/>	歯ブラシ、コップ、巾着袋
着 替 え	<input type="checkbox"/>	パンツ・シャツ・ズボン・スカート等、活動しやすい服装 未満児は、パンツ・シャツ・ズボン・オムツ ※汚して持ち帰った場合は、同じだけ翌日に持たせてください。
水 筒	<input type="checkbox"/>	なるべく保冷の物をお願いします。
ビニール袋	<input type="checkbox"/>	12号サイズ（100枚入り）1袋
ぞうきん	<input type="checkbox"/>	2枚
ティッシュ	<input type="checkbox"/>	1箱・・・名前を書いてください。（もも・ばら組は5箱をお願いします）
おしりふき	<input type="checkbox"/>	オムツをしている児童のみ。

※ 毎週土曜日に、お布団・コップ・ハブラシ・シューズを持ち帰ります。
全ての物を（巾着袋も）必ず洗って持たせて下さい。

持ち物には必ず
『名まえ』を
かきましょう

◆◆ 毎日持ってくるもの ◆◆

0歳児・1歳児

- ・連絡帳・着替え・オムツ・タオル・水筒・汚れ物入れ袋
（食事用のエプロンは、保育士の指示があったら用意して下さい。）

2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児

- ・連絡帳（2歳児）・シール帳（3.4.5歳児）
- ・着替え・タオル・水筒・汚れ物入れ袋



※忘れ物のないようにしましょう。入っていない時は連絡をさせていただきます。

お知らせ袋 全園児

ほんじょうこども園の1日

もも組・ばら組・きく組・ゆり組

クラス 時間	0・1歳児 (もも組)	2・3歳児 (きく組)	4歳児 (ゆり組)
7:30	順次登園する (ばらぐみの部屋で、早番保育士による全体保育)		
8:30	各クラスで持ち物の片づけ		
9:15	おやつを食べる (3歳未満児)		
9:45	体操(ホールに集まり、火・金曜日体操をする。)		
10:00	月齢に応じた 遊び・睡眠・授乳	保育計画をもとに、年齢に応じた遊びと生活	
10:55	昼食の準備		
11:00	昼食	昼食の準備 11:10 昼食	昼食の準備 11:15 昼食
11:50	昼寝の準備をする		
12:00	昼寝	昼寝の準備をする 12:30 昼寝	
14:45	めざめ おやつの準備		
15:00	おやつ 園庭の遊具や砂場でおもいきり身体を動かして遊ぶ		
16:30	片付け 降園の準備をして遊びながらお迎えを待つ 順次降園		
17:00	ばらぐみの部屋で、遅番の保育士とお迎えを待つ		
18:30	閉園		












ほんじょうこども園の1日

すみれ組（年長児）

クラス 時間	2号：長時間利用児	1号：短時間利用児
7:30	順次登園する あいさつ 持物整頓等	
8:30	教育課程・保育計画に添った活動	
11:00	片付け 給食準備 給食 静的な活動	
13:00	おひるね準備 おひるね	降園準備 13:00 降 園
14:45	めざま おやつの準備	
15:00	おやつ	
15:30	遊び 順次降園	
18:30	閉園（完全降園）	



※年度当初の時間割です。年度途中で変わることがあります。

月	項目	行 事	食 育 関 係
4月	☆ 入園式 ☆ 家庭訪問(すみれ組) ○ サコット(すみれ組)		こどもの日会食
5月	☆ 親子遠足 ○ 内科検診・歯科検診 ◎ 小中合同運動会(すみれ組)		ラップおにぎり
6月	○ ぎょう虫検査 ○ 交通安全教室 ○ E-TIME ○ 運動あそび(サコット) ◎ おはなしやさん ○ 歯の健康教室 ○ プール開き		◎ 芋植え セルフサンドウィッチ
7月	○ たなばたまつり ◎ 七夕交流会 ◎ 5年生との交流 ☆ 保育参観日(すみれ組)		たなばた会食
8月	○ プール遊び ○ 夏まつり(お店やさんごっこ)		夏まつり(お弁当やさん) 
9月	◎ チャレンジカップへ参加		月見団子作り
10月	☆ 運動会 ○ 秋の遠足 ☆ 親子バス遠足(すみれ組)		◎ 芋掘り 
11月	○ 内科検診・歯科検診 ○ 社会見学消防署(ゆり組)		焼き芋
12月	☆ おたのしみ会 ○ クリスマス会		クリスマス会食
1月	○ 消防署防火訓練 ○ 凧上げ大会		
2月	○ 豆まき ○ 人形劇 ☆ 保育参観日(すみれ組)		
3月	○ ひなまつり ○ お別れ遠足 ○ お別れの集い ☆ 卒園式(すみれ組の保護者のみ)		お別れ会食

※ ☆印は、保護者参加の行事です。

※ ◎印は、学校や地域との交流行事です。

※ お誕生会、お弁当日、避難訓練、チャイルドクッキング(ゆり・すみれ組)は、毎月行います。

※ 行事予定は、都合により変更する場合があります。毎月の「園だより」で連絡をしています。

○今年度を振り返って

・地域の方の読み聞かせを早い時期から行うことが出来て良かった。

・地域の方や小学生との交流をとっても喜ぶ姿が見られた。

○今後について

・更生保護女性部会との交流を2,3学期にもお願いしたい。

・今後も子ども達の様子を観察して頂きたい。

感染症と登所のめやす

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断及び治療を受けられ、保育所にも連絡をしてください。病気が治ゆし、他の児童にうつすおそれが無くなりましたら、医師に意見書を書いていただくか、保護者が記入した登所届に医師にかかった証拠となるもの（薬袋、医療機関の受付番号表など。確認後お返しします。）を添えて保育所に提出してください。意見書及び登所届の用紙は保育所にあります。

意見書または登所届が必要な病気及び登所のめやすは次のとおりです。

◎医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発熱後 24 時間から発症後 3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎症(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌薬による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶蓮菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状焼失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 <small>たいじょうほうしん</small>	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている

* 詳しくは、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」厚生労働省平成30年3月参照

◎登所停止ではないが、状態によっては登所を遠慮していただくようお願いする場合もある
感染症

感染症名	登所の条件等
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	かきこわし傷から汁が出ている時は被覆すること
とびひ	皮膚が乾燥しているか、被覆できる程度であること

* 保育所でアタマジラミらしきものを発見した場合は、蔓延防止対策を早急にとるため保健所に持参して調べてもらう場合があります。

お 願 い

市立こども園に入園されている方で、お子さまが感染症の疑いがある病気の際は、下記の理由で登園できません。

乳幼児期は病気に対する抵抗力が弱いため、感染しやすい状態です(子どもは生後6か月から就学までに100種類のウイルスに感染すると言われています)。乳幼児が集団生活をすこども園で感染症が発生した場合、多数の子どもが感染する恐れがあります。

A. 下記の感染症は、医師による治癒証明書が必要です。

インフルエンザ	百日ぜき	麻疹(はしか)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	風疹(三日はしか)	水痘(水ぼうそう)
咽頭結膜熱(プール熱)	結核	流行性角結膜炎(はやり目)
急性出血性結膜炎(アポ口病)	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	

B. 下記の感染症は、治癒証明は不要ですが、必ず受診し医師の登園許可確認後、登園申出書を提出してください。

溶連菌感染症	手足口病	ヘルパンギーナ
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ等)	伝染性紅斑(りんご病)	伝染性膿痂疹(とびひ)
マイコプラズマ肺炎	RSウイルス感染症	帯状疱疹
突発性発疹		

☆☆ こども福祉課への届け出について

入所後、下記のような事由が発生した場合は、届出が必要です。

- ◆ 就労先を変更した場合
- ◆ 住所・電話番号など連絡先の変更があった場合
- ◆ 家庭状況に変更があった場合（世帯員の異動・結婚・離婚など）
- ◆ 生活保護の開始・廃止があった場合
- ◆ 入所（申込）理由の変更・消滅があった場合（家庭外就労から出産など）
- ◆ その他申込時の記載事項に変更が生じた場合

連絡先：こども福祉課 こども福祉係

電 話：22-3972 FAX：23-6002